

川崎市公告（調達）第 250 号

特定調達契約に関する総合評価一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成 27 年 6 月 10 日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設整備事業

(2) 履行場所

川崎市幸区新川崎 308 番 7、308 番 8 の一部、308 番 10 の一部

(3) 事業内容

新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設整備事業（以下「本事業」という。）は、本事業に基づく産学交流・研究開発施設の設計、建設等を行うものです。詳細は入札説明書によります。

(4) 予定価格（公共施設等の買取上限価格）

2,675,977,800 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(5) 入札方法

価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札により行います。

(6) 入札説明書等の公表

入札説明書、業務要求水準書、落札者決定基準書、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）等（以下総称して「入札説明書等」という。）を次のホームページで公表します。

<http://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000067817.html>

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

本事業の入札参加者の構成等は、次のとおりとします。

ア 入札参加者は、本事業を行う企画力、資本力等経営能力を備えた単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「グル

ープ」という。)とし、この場合、代表企業を定めることとします。

イ 入札参加企業又は代表企業は、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則等第28号)による競争入札参加有資格者名簿に登録されている者としてします。

ウ 入札参加企業又はグループの構成員は、他のグループの構成員となることはできません。

エ 入札参加資格確認後は、グループの構成員の変更及び追加は、原則として認めません。ただし、入札参加資格確認以降、落札者の決定までの期間において、やむを得ないと市が認めた場合であって、変更後の落札者の構成及びその構成員について、本事業の入札参加者として必要な要件を満たしていることが確認できたときは、代表企業以外の構成員の変更および追加を認めます。

※ 本事業を実施するに当たり、本事業の実施のみを目的とする新たな会社(会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社等とする。)を設立して事業実施を行う場合は、提案書類の提出時点でその旨を記載してください。

(2) 入札参加者の資格要件

入札参加者の資格は次のとおりとします。

ア 事業敷地の借地を行い、本施設の設計・建設を行い、本事業の契約期間中継続して施設を維持管理・運営できる資力と企画力を有する者であること。

イ 設計業務を行う企業は以下の要件を満たしていること。

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 市の平成27・28年度の業務委託有資格業者名簿において、業種「建築設計」に登録されていること。

(ウ) 平成16年度以降に提案内容と同等規模程度の研究施設の設計実績があること。

ウ 工事監理業務を行う企業は以下の要件を満たしていること。

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 市の平成27・28年度の業務委託有資格業者名簿において、業種「建築設計」に登録されていること。

(ウ) 平成16年度以降に提案内容と同等規模程度の研究施設の工事監理実績があること。

エ 建設業務を行う企業は以下の要件を満たしていること。

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 市の平成27・28年度工事請負有資格業者名簿において、業種「建築」の「一般

建築」に登録されていること。

(ウ) 建設業法第3条に基づく建築工事業にかかる建設業の許可を受けた者のうち、経営事項審査点数（建築）1,200点以上の者であること。なお、共同企業体で建設業務を行う場合には、主となる1者の審査点数が1,200点以上であれば良いものとする。

(エ) 平成16年度以降に提案内容と同等規模程度の研究施設の施工実績があること。

オ 維持管理・運營業務を行う企業は以下の要件を満たしていること。

(ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号に掲げる事業の登録を受けていること。

(イ) 市の平成27・28年度業務委託有資格業者名簿において、業種「施設維持管理」に登録されていること。

(ウ) 平成16年度以降に提案内容と同等規模程度の施設の維持管理・運營業務実績があること。

※市の平成27・28年度工事請負有資格業者名簿又は業務委託有資格業者名簿に登録されていない者は、本事業の入札公告日の翌日から平成27年7月2日（木）までに川崎市財政局資産管理部契約課にて登録申請を完了させておくこと。登録手続きの詳細は同課に問い合わせること。

(3) 構成員の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加企業又はグループの構成員となることはできません。

ア 法人でない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

ウ 入札参加資格確認申請書類受付締切日から入札提出書類（提案書）の提出締切日までの間において、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による市の指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画が認可された者（建設業務を行う者にあつては、これらの手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、更生計画が認可された者に限る。）を除く。）

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画が認可された者（建設業務を行う者にあつては、これらの手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、再生計画が認可された者に限る。）を除く。）

カ 旧破産法（大正11年法律第71号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づ

き破産の申立て又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者

キ 以下に列挙する反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）

（ア）役員等（役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第 2 条第 6 号に規定するもの（構成員とみなされる場合を含む。）以下「暴力団構成員等」という。）であるとき。

（イ）暴力団又は暴力団構成員等が経営に事実上参加していると認められるとき。

（ウ）暴力団又は暴力団構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたと認められるとき。

（エ）自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用するなどしたと認められるとき。

（オ）暴力団構成員等であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用していると認められるとき。

（カ）役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団、暴力団構成員等を利用したとき、又は暴力団、暴力団構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。

（キ）役員又は使用人が、暴力団又は暴力団構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

ク 手形交換所における取引停止処分を受けている者、主要な取引先から取引停止を受けている者及び経営状態が著しく不健全である者

ケ 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人

（ア）成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

（イ）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

（ウ）禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

（エ）暴力団構成員等又は暴力団構成員等でなくなった日から 5 年を経過しない者

（オ）営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が（ア）から（エ）までのいずれかに該当するもの

コ 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、その事業活動に支配的影響力がある法人

- サ 子会社又は親会社がエからコまでのいずれかに該当する法人
- シ 「新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設整備事業推進委員会」の委員が属する企業又はその企業の子会社若しくは親会社
- ス 最近1年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- セ 最近1年間の川崎市税を滞納している者
- ソ 市が本事業について、アドバイザー業務を委託している野村証券株式会社及び野村証券株式会社が本アドバイザー業務の一部を委託又は再委託しているM I D都市開発株式会社、株式会社竹中工務店、有限会社くまいた設計工房、株式会社野村総合研究所及びT M I 総合法律事務所、並びにこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は企業の出資総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- タ 本公告日から事業者選定結果の公表までの期間に、「新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設整備事業推進委員会」の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った者

(4) 入札参加資格の確認基準日

- ア 資格要件等の確認基準日は入札参加資格確認申請書類受付締切日（平成27年7月17日（金））とします。
- イ なお、入札参加資格の確認審査結果通知以降、落札者の決定日までに、入札参加者が上記「2(2)入札参加者の資格要件」及び「2(3)構成員の制限」に定める資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とします。ただし、「2(1)エ」のただし書きによる変更がある場合はこの限りではありません。
- ウ また、落札者の決定日から事業契約の締結日までの間に、入札参加企業又はグループの構成員に資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は契約を締結せず、又は契約の解除を行うことがあります。これにより契約を締結せず、又は契約を解除しても、市は一切責を負いません。

3 入札手続き等

(1) 本入札及び契約に係る担当部局

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階
川崎市経済労働局次世代産業推進室イノベーション推進担当
電話：044-200-2407 E-mail：28sozo@city.kawasaki.jp

(2) 入札参加資格確認申請書類の受付

入札参加希望者は、次のとおり入札参加資格確認審査に必要な書類を提出してくだ

さい。期限までに入札参加資格確認申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ア 受付期間

(ア) 持参する場合

平成 27 年 7 月 17 日 (金) 午前 9 時から正午まで

(イ) 郵送する場合

平成 27 年 7 月 16 日 (木) 午後 5 時までに必着

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

なお、持参する場合には、提出時間について、あらかじめ川崎市経済労働局次世代産業推進室に電話で連絡してください。

(3) 資格確認審査結果の通知等

資格確認審査結果は、入札参加資格確認申請を行った入札参加希望者（グループの場合は代表企業）に対して、平成 27 年 7 月 31 日 (金) までに書面により通知します。

なお、資格確認審査の結果、参加資格が無いと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から 7 日以内に、市に対してその理由について書面（様式任意）により説明を求めることができます。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(4) 入札提出書類（提案書類）の受付

入札参加者は、提案書類を次のとおり提出してください。なお、提案書類の様式及び記載方法については、様式集を参照してください。また、提出は入札参加者（グループの場合は代表企業）が行ってください。

ア 受付期間

(ア) 持参する場合

平成 27 年 9 月 8 日 (火) 午前 9 時から正午まで

(イ) 郵送する場合

平成 27 年 9 月 7 日 (月) 午後 5 時までに必着

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、提出してください。なお、持参する場合には、提出時間について、あらかじめ川崎市経済労働局次世代産業推進室に電話で連絡してください。

(5) 開札

提出された入札書に付き次のとおり開札を行います。

ア 開札日時

平成 27 年 9 月 8 日 (火) 午後 3 時

イ 開札場所

住所：〒212-0013 川崎市幸区堀川町 66 番地 20

4 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者とした場合は、当該決定を取り消すものとします。

- (1) 入札に参加する資格がない者による入札
- (2) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入札
- (3) 本事業について、2 通以上の入札をした者による入札
- (4) 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者による入札
- (5) 入札者の記名押印のない入札書又は押印制度のない国においては署名のない入札書による入札
- (6) 入札書中その要領が不明確な入札
- (7) 入札に関し不正の行為があった者による入札
- (8) 公共施設等の買取上限価格を超える価格で入札した者による入札
- (9) 提出書類に虚偽の記載をした者による入札
- (10) その他この入札説明書等で指定した以外の方法により入札をした者による入札
- (11) この入札説明書等の定めに違反した者による入札

5 落札者の決定の方法

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式によるものとし、「新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設整備事業推進委員会」において、あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、価格及びその他の要素を総合的に評価し、最も優秀な提案を選定します。市は選定結果を受けて落札者を決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに市ホームページに公表します。

6 入札保証金

免除

7 契約保証金

要

8 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 使用言語及び単位

入札その他の手続きに関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用します。

(2) 費用の負担

入札参加確認書類の作成及び提案書の作成・提出等の入札その他の手続きに必要な費用は、すべて入札参加者の負担とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び市ホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 事業契約の締結は、川崎市議会の議決を要します。

(5) その他詳細は、入札説明書等によるものとします。

10 Summary

(1) Nature and quantity of services to be tendered:

Shin-Kawasaki Sozo no Mori Facilities of Mutual Exchange in Industry and Academia, and Research and Development Construction and Operation Project

(2) Time-limit for tender

Noon Tuesday, September 8th, 2015 (in-person)

5:00 pm Monday, September 7th, 2015 (by registered-mail)

(3) Contact point for the notice:

Next-generation Industry Promotion Office,

Economic and Labor Affairs Bureau , City of Kawasaki

11-2 Ekimaehon-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi 210-0007, JAPAN

Tel: 044-200-2407

Email: 28sozo@city.kawasaki.jp